

令和3年度 第1回都市計画審議会 ～玉名市立地適正化計画について～



補注：都市構造可視化計画、地図は©2019 ZENRIN、Data Japan Hydrographic Association、Google Earthを使用

1

報告事項

目次

1. 立地適正化計画の目的と位置づけ（前回内容の確認）
2. 玉名市の現状からみた課題
3. まちづくりの基本方針
4. 都市機能誘導区域の設定（案）
5. 居住誘導区域の設定（案）
6. 誘導施策の設定(案)

2

検討案

3

報告事項

目次

1. 立地適正化計画の目的と位置づけ（前回内容の確認）
2. 玉名市の現状からみた課題
3. まちづくりの基本方針
4. 都市機能誘導区域の設定（案）
5. 居住誘導区域の設定（案）
6. 誘導施策の設定(案)

4

1. 立地適正化計画の目的と位置づけ

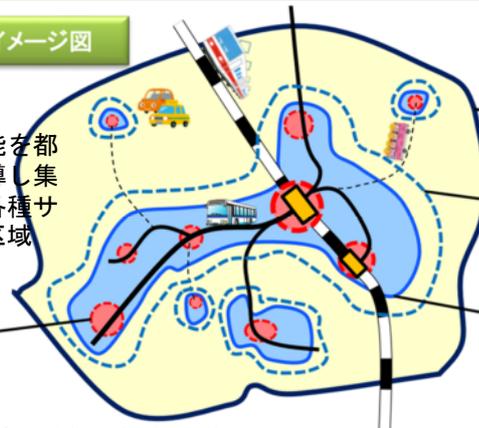
1-1. 策定の背景と目的、目標年次

人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域

立地適正化計画制度のイメージ図

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

都市機能誘導区域



都市計画区域

市街化区域

居住誘導区域

背景 : 人口の急激な減少と高齢化

目的 : ①安心できる健康で快適な生活環境を実現（高齢者や子育て世代）
②持続可能な都市経営の実現（財政面や経済面）

目標年次 : 概ね20年後の令和22年（2040年）

ただし、概ね5年ごとに各評価指標により効果検証実施（基本）
また、必要に応じて見直しを行う

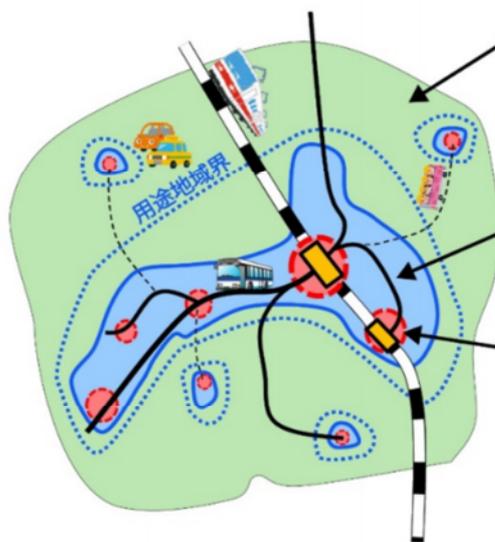
→『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』

1. 立地適正化計画の目的と位置づけ

1-2. 記載事項

【区域にかかる項目】

基本的な方針、計画の目標等



立地適正化計画の計画区域

☞都市計画区域に属する範囲
※玉名市の場合、旧横島町域・旧天水町域が都市計画区域外だが、これらの地域も併せて持続可能な都市構造の検討を行う必要があることから、現況分析や将来的な方向性については玉名市全域を対象として整理する。

居住誘導区域(原則として用途地域内に設定)

☞一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや公共施設等が持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域。

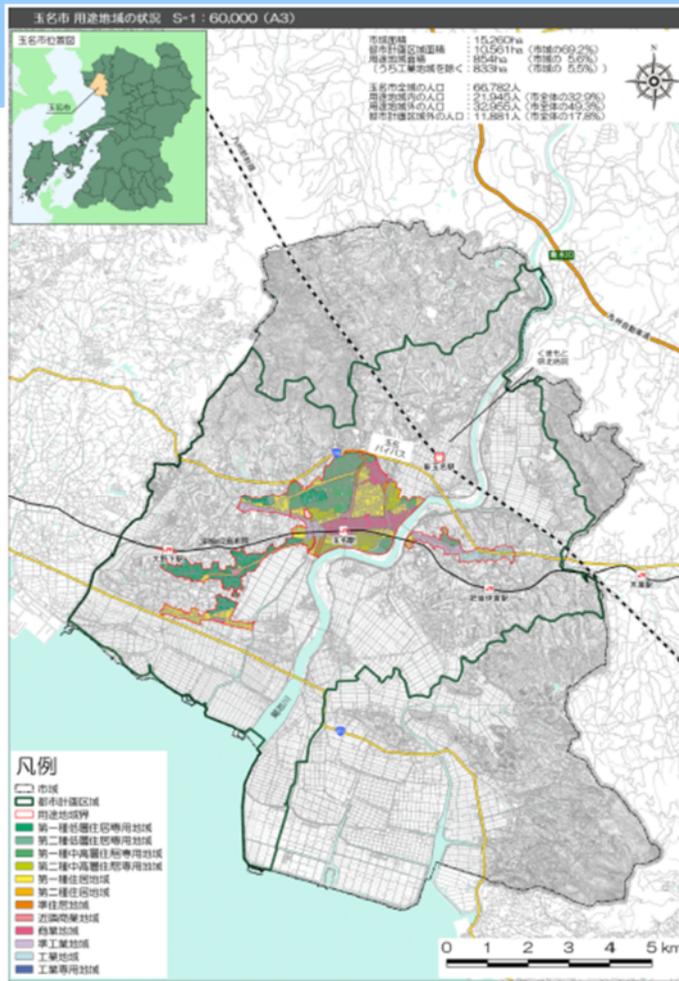
都市機能誘導区域(居住誘導区域内に設定)

☞医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し、各種サービスの効率的な提供を図る区域。

誘導施設(都市機能誘導区域ごとに設定)

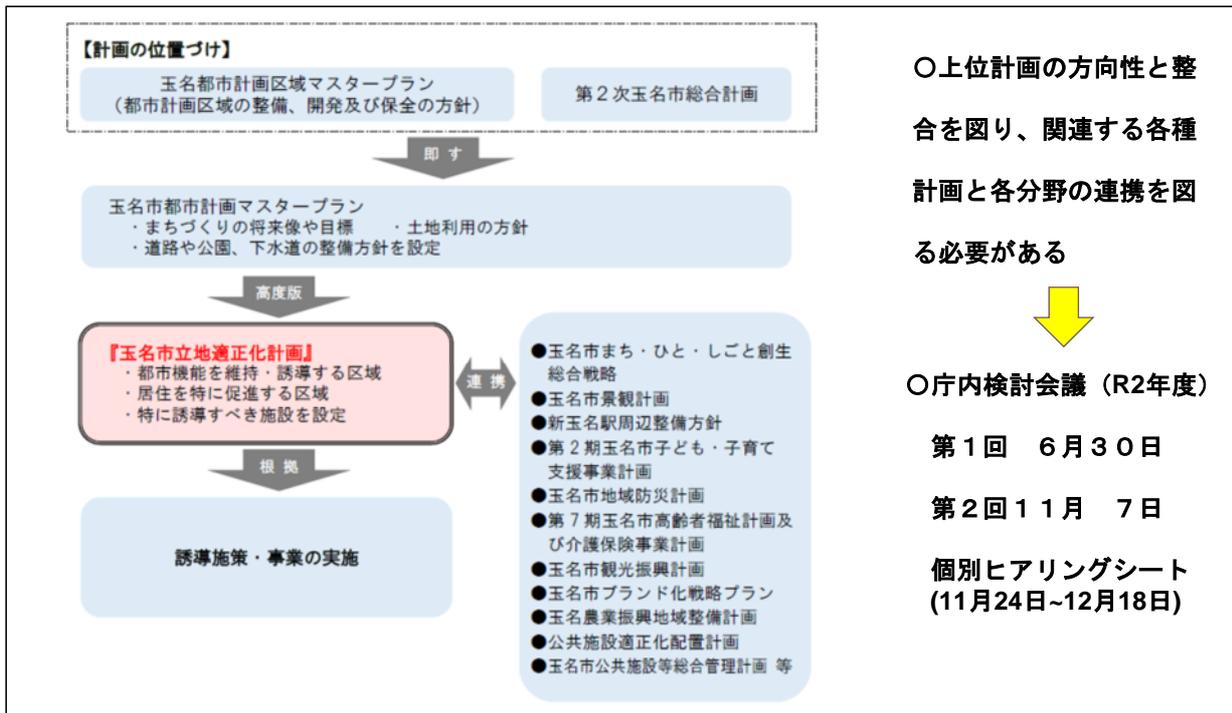
☞医療施設、福祉施設、商業施設等、居住者の利便性や福祉の増進に著しく寄与する施設。

※出典元：国土交通省「改正都市再生特別措置法について」



1. 立地適正化計画の目的と位置づけ

1-3. 計画の位置づけ



目次

1. 立地適正化計画の目的と位置づけ（前回内容の確認）
2. 玉名市の現状から見た課題
3. まちづくりの基本方針
4. 都市機能誘導区域の設定（案）
5. 居住誘導区域の設定（案）
6. 誘導施策の設定(案)

2. 玉名市の現状から見た課題

2-1. 人口動向

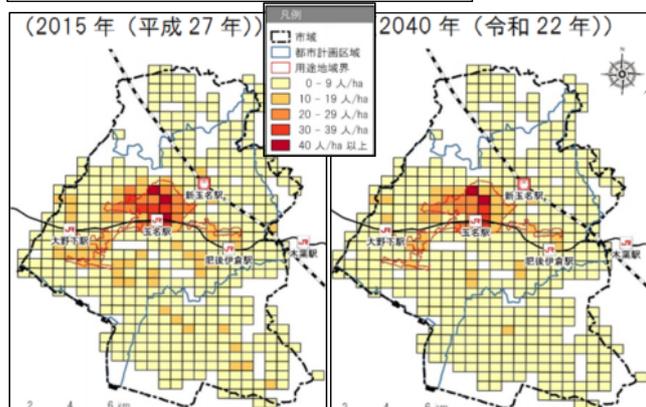
玉名市全体の人口動向



※出典元：国勢調査（実績値）
 国立社会保障・人口問題研究所（推計値）

	2000年 (H12)	2015年 (H27)	2040年 (R22)
人口(人)	73,041	66,782 約3割減	50,173
高齢化率(%)	22.6	31.5 約1.8倍	39.9

500mメッシュ単位での人口動向



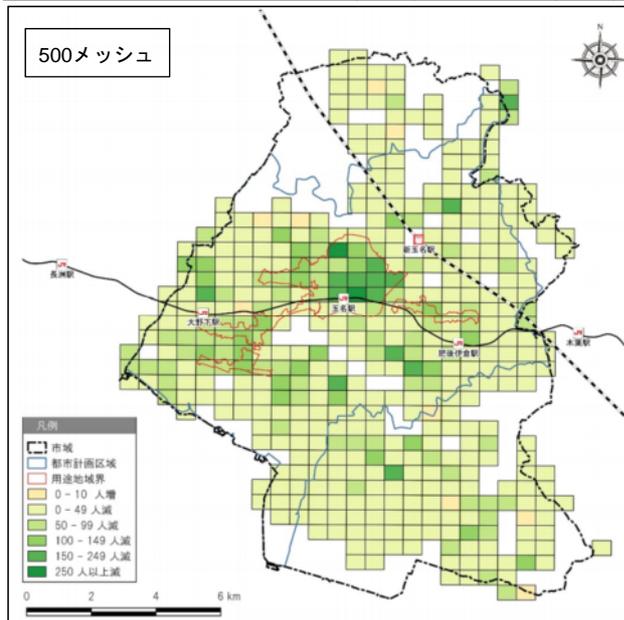
※出典元：国土数値情報を基に作成

- 2015年(H27)
 ☞ 玉名駅周辺の人口密度 30人/ha以上の区域集積
- 2040年(R22)
 ☞ H27時点と比較 10人/ha以上の箇所減少

2. 玉名市の現状から見た課題

2-1'. 人口動向

人口増減の状況 2015年(H27)~2040年(R22)



※出典元：H27年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所での推計値を基に作成

課題点

人口減少→更なる空家・空き店舗及び空地の発生→人口の低密度化の懸念

玉名駅周辺→顕著な人口減少の見込み

中心拠点→人口減少→エリアの求心力低下+市全体の魅力低下の恐れ



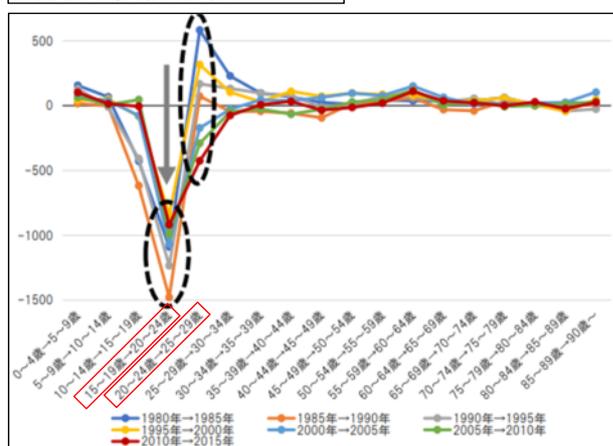
【玉名駅周辺での人口集積が必要】

メリハリのある都市構造！！

2. 玉名市の現状から見た課題

2-1''. 人口動向

年齢別純移動数の状況



※出典元：地域経済分析システム(RESAS)

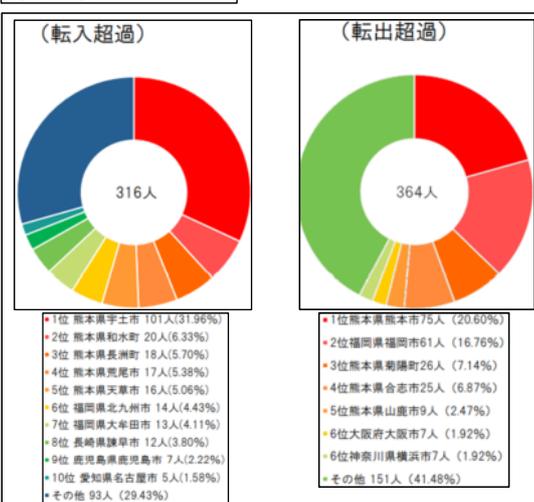
15~19歳→20~24歳

⇒進学や就職→**流出が多い傾向**

20~24歳→25~29歳

⇒離れた若者が戻って来ない傾向→**年々顕著**

転入転出の状況



※出典元：地域経済分析システム(RESAS)

2019年時点 転出超過状況

熊本市、福岡市、菊陽町、合志市(3市1町)

⇒**全体の5割を占める**

2. 玉名市の現状から見た課題

2-1. 人口動向

課題点

玉名市全体の社会増減状況を見ると、進学や就職を理由とした転出が多く、その後玉名市に戻ってこない傾向が年々顕著

若者世代の流出傾向が強くなると

⇒ 地域コミュニティの衰退や地域活力の低下 懸念



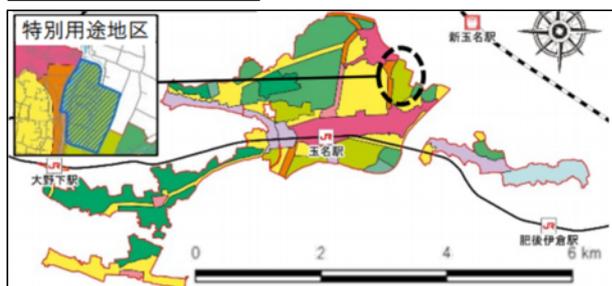
【若者世代が離れないようなまちづくりが必要】

中心市街地の魅力向上 新たなまちづくり(新玉名駅周辺)等
魅力的な拠点の形成

2. 玉名市の現状から見た課題

2-2. 土地利用の状況

用途地域の状況

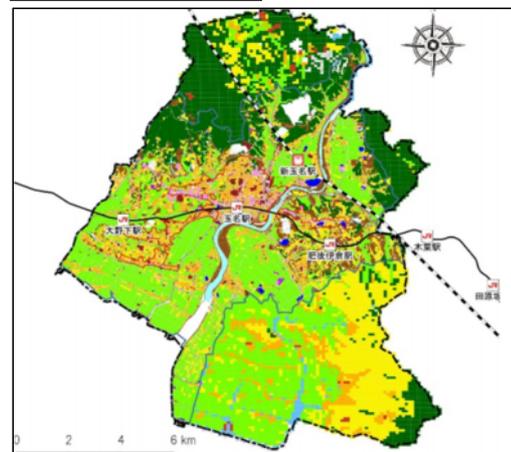


凡例	
市域	用途地域
都市計画区域	第一種低層住居専用地域
用途地域界	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

※出典元：都市計画基礎調査
玉名駅の北側、旧国道及び鉄道路線付近 広がり

本庁周辺→特別用途地区
⇒行政サービスと文化の機能に特化した土地利用

土地利用の状況



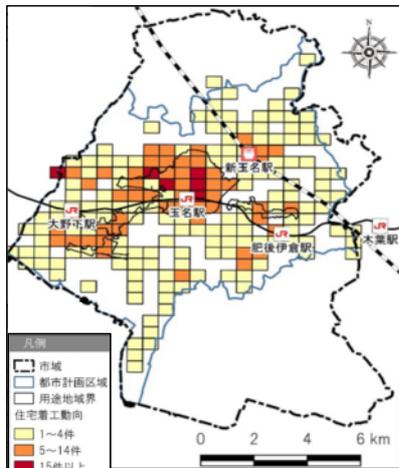
凡例		
市域	山林	公益施設用地
都市計画区域	水面	道路用地
用途地域界	その他自然地	交通施設用地
土地利用状況	住宅用地	公共空地
田	商業用地	その他公共施設用地
畑	工業用地	その他の空地
	農業漁業施設用地	その他の自然地(非可住)

※出典元：都市計画基礎調査、国土数値情報

2. 玉名市の現状から見た課題

2-2'. 土地利用の状況

住宅着工動向

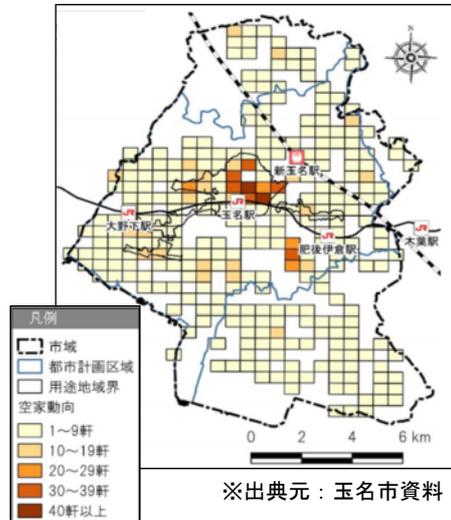


※出典元：都市計画基礎調査

2011年(H22)→2015年(H27)

玉名駅北側や築山小学校周辺⇒15件以上が集積

空き家動向



※出典元：玉名市資料

2015年(H27)

玉名駅北側や伊倉小学校周辺⇒30件以上の区域集積

15

2. 玉名市の現状から見た課題

2-2''. 土地利用の状況

課題点

新玉名駅周辺

現状→田畑等

⇒新幹線駅直近というポテンシャルを活かしきれていない状況



【有効な土地利用による拠点性向上が必要】

市の玄関口の魅力向上 一体的な整備を踏まえた都市の集積

課題点

玉名駅周辺

将来的に低密度化や空き家の増加が見込まれる

⇒中心市街地：住環境悪化、人口減少による施設閉店や撤退

⇒市全体の魅力低下につながる恐れ

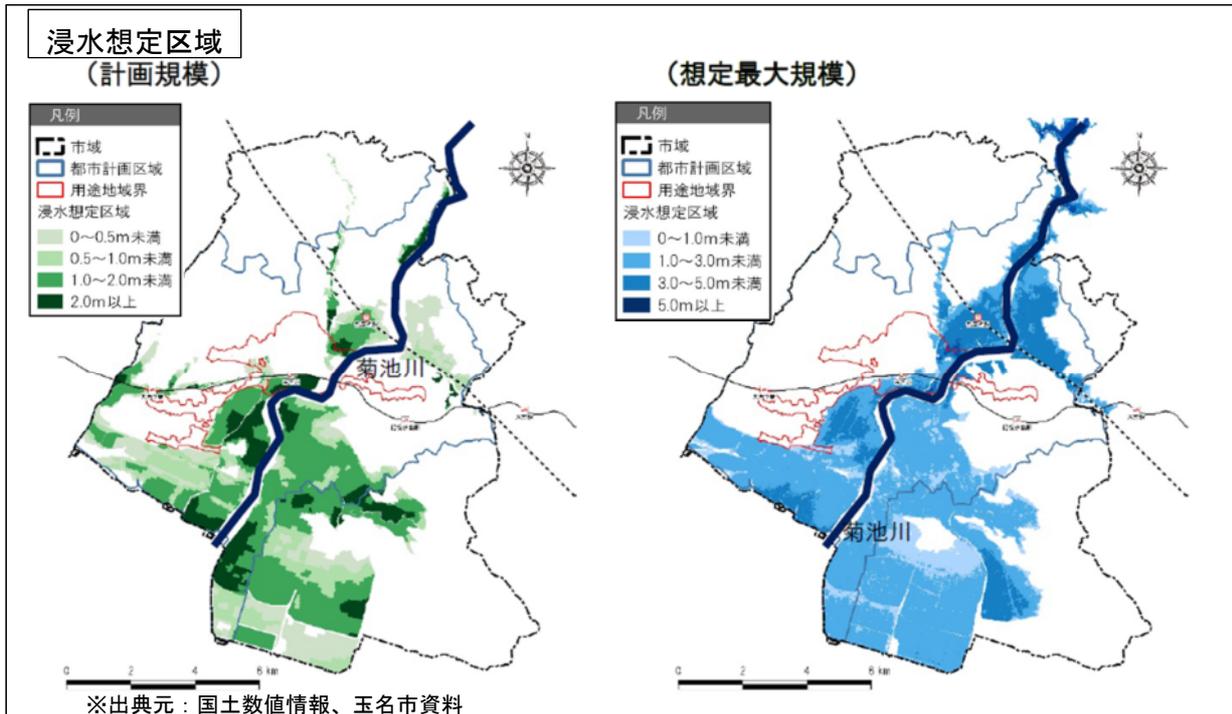


【空き家活用による人口誘導が必要】

16

2. 玉名市の現状から見た課題

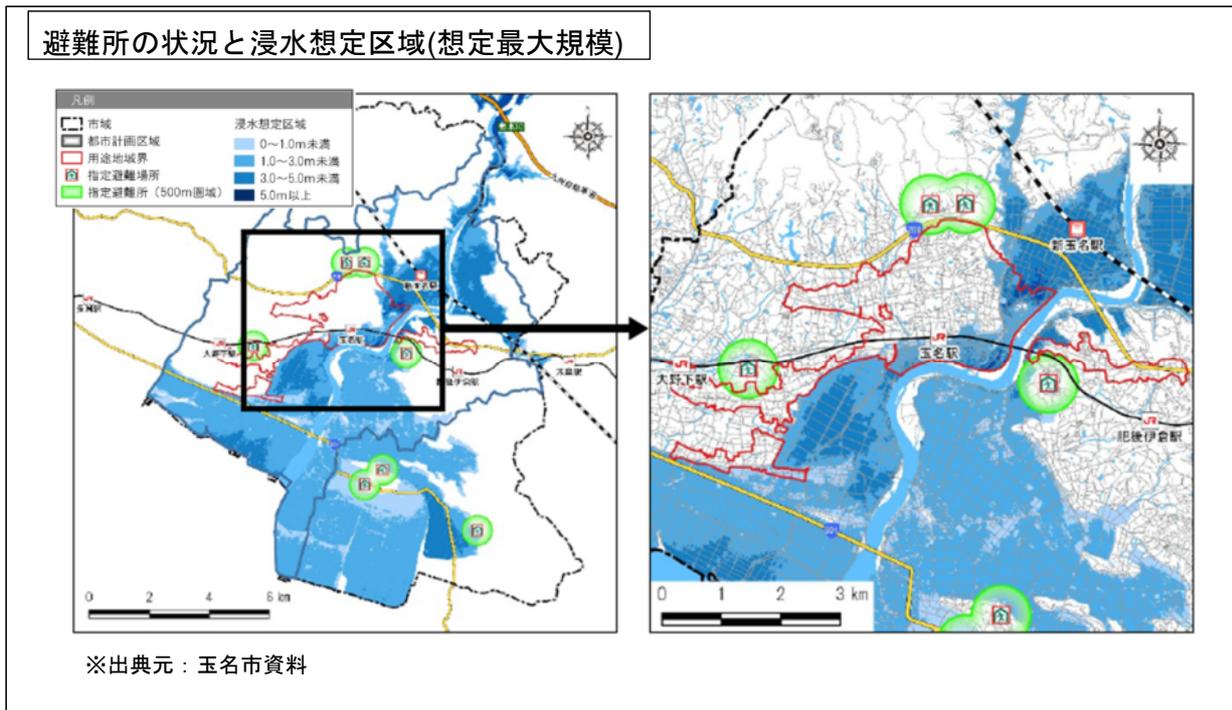
2-3. 防災上の安全性



17

2. 玉名市の現状から見た課題

2-3'. 防災上の安全性



18

2. 玉名市の現状から見た課題

2-3". 防災上の安全性

課題点

将来的に大雨などの災害が発生した際においても人的被害が発生しないような取り組み

新規居住を誘導する際には、浸水リスクの低い箇所へ誘導



【災害に対する安全性の高い箇所への人口誘導が必要】

課題点

浸水による被害が指摘されているエリアに既に居住している住民に対しては、災害が発生した際にも円滑に避難ができ、人的被害が発生しないような環境整備が求められる



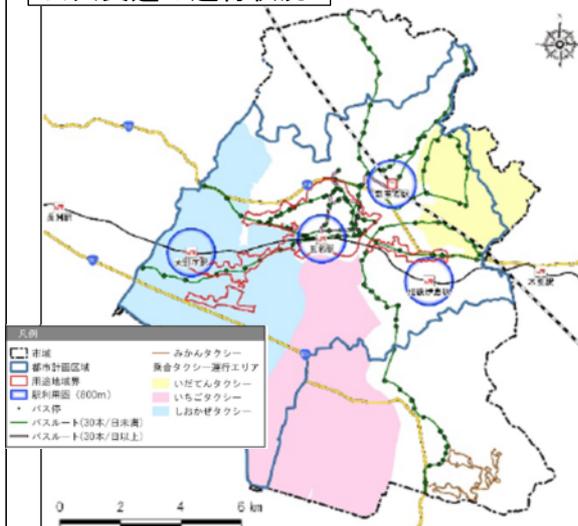
【避難所・避難路整備や防災情報の周知による円滑に避難できる環境整備が必要】

(防災指針での整理事項を踏まえて今後検討予定)

2. 玉名市の現状から見た課題

2-4. 交通利便性の状況

公共交通の運行状況

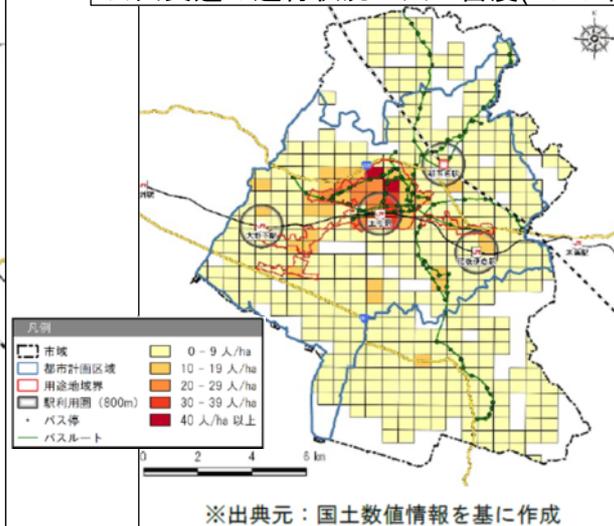


市内の基幹的公共交通の状況

鹿児島本線→3駅

九州新幹線→1駅

公共交通の運行状況+人口密度(2040年)



※出典元：国土数値情報を基に作成

公共交通の利便性が高い箇所

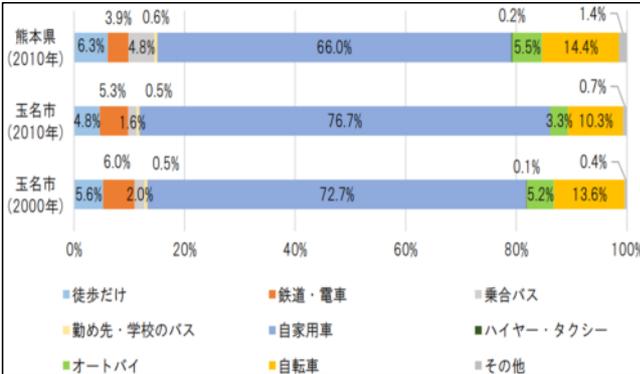
玉名駅以外の区域→0-19人/haの区域広がり

玉名駅周辺エリア→40人/ha以上の区域

2. 玉名市の現状から見た課題

2-4'. 交通利便性の状況

公共交通の運行状況



※出典元：国勢調査

玉名市の交通分担率を見ると
2000年(H12)→2010年(H22)
自家用車 4.0% 増加
自転車 1.9% 減少
熊本県全体と玉名市を比較すると
バスと自転車の利用割合が少なく、自家用車の
利用割合が高くなっている

課題点

運転等できない人の移動手段
(高齢者等)

→人口減少、高齢化

→公共交通の利用者減少の可能性

→移動できない人の増加

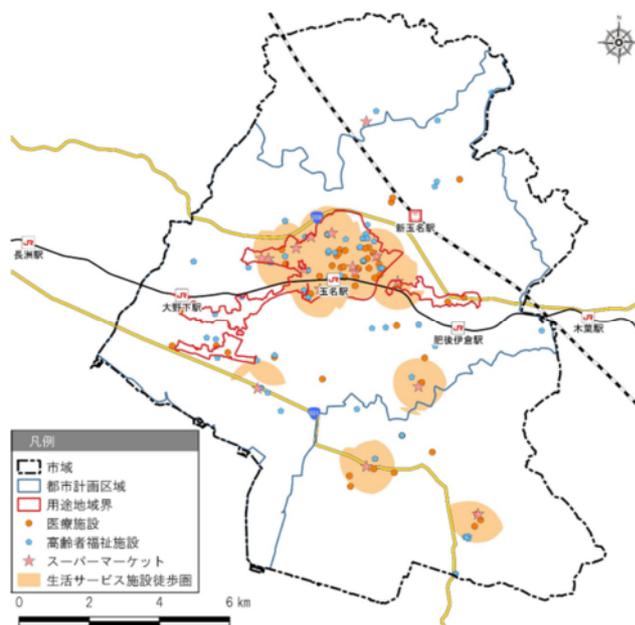


【自家用車の運転等ができない人の移動手段を確保することが必要】

2. 玉名市の現状から見た課題

2-5. 都市機能利便性の状況

日常生活サービス圏の状況



「日常生活サービス圏」とは

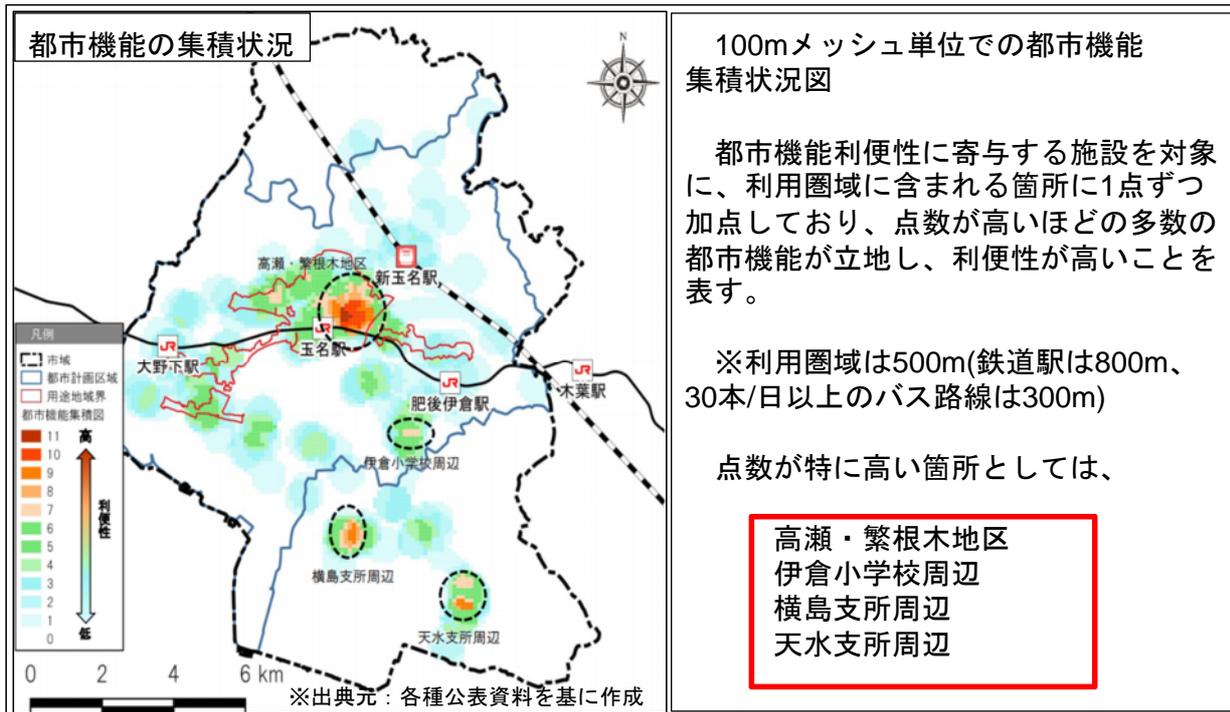
住民の日常的な生活利便性の高い地域を示す指標

基幹的公共交通(運行本数が片道30本/日以上ある鉄道・バス路線)と医療施設(診療科目に「内科」「外科」「小児科」のいずれかを含む施設)、高齢者福祉施設、商業施設すべての利用圏域に含まれている箇所

☞玉名駅周辺の用途地域はおおむね該当している状況

2. 玉名市の現状から見た課題

2-5'. 都市機能利便性の状況



23

2. 玉名市の現状から見た課題

2-5". 都市機能利便性の整備状況

課題点

都市機能が高い区域において人口が減少すると、商業施設や病院などの閉業により利便性が低下する恐れ

☞ 中心市街地の利便性低下→市全体の魅力低下 懸念



【都市機能利便性の高いエリアへの人口集積による機能維持・向上が必要】

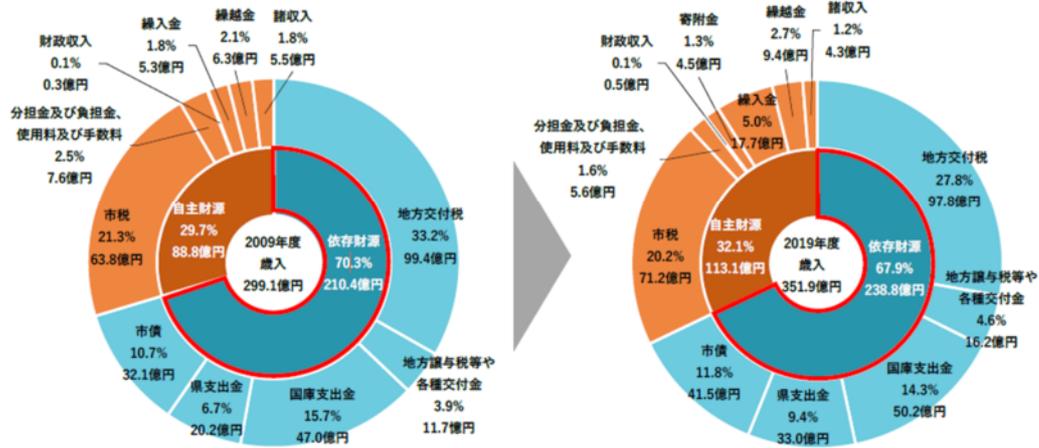
24

2. 玉名市の現状から見た課題

2-6. 財政の状況

歳入の状況

【2009年度・2019年度一般会計歳入状況】



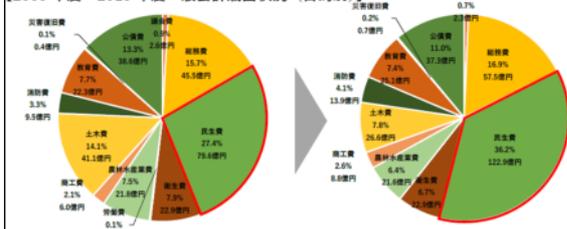
依存財源の推移：70.3%(210.4億円)⇒67.9%(238.8億円)
(28.4億円増加)

2. 玉名市の現状から見た課題

2-6'. 財政の状況

歳出の状況

【2009年度・2019年度一般会計歳出状況(目的別)】



民生費の推移：27.4% (79.6億円) ⇒ 36.2% (122.9億円)
(43.3億円増加)

【2009年度・2019年度一般会計歳出状況(性質別)】



扶助費の推移：13.9% (40.4億円) ⇒ 21.4% (72.5億円)
(32.1億円増加)

※出典元：玉名市資料を基に作成

課題点

歳出状況

- 高齢者福祉等に係る扶助費等増加
- 将来的に老年人口が増加
- 一方、生産年齢人口は減少
- 住民一人当たりの財政負担増大の懸念

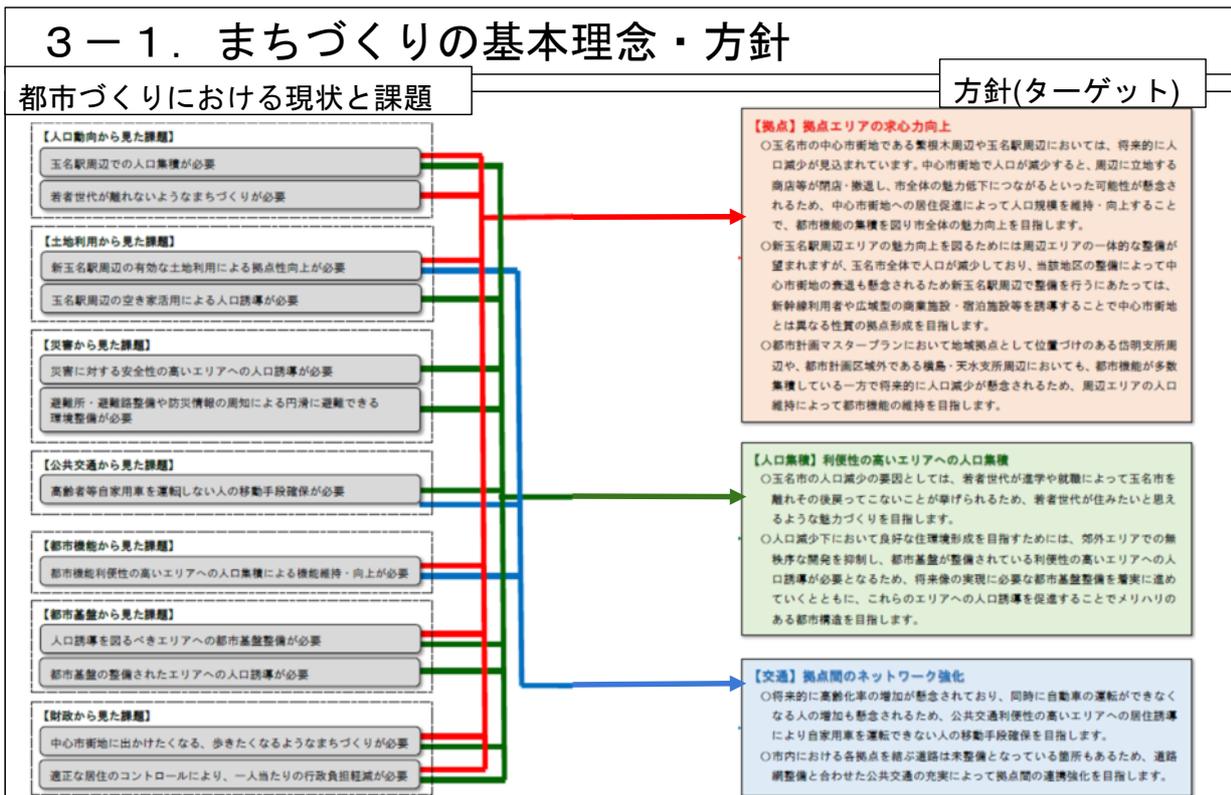


【市街地エリアへの適正な居住のコントロールを図り、公共施設やインフラの整備修繕に係る費用を低減させる必要がある】

目次

1. 立地適正化計画の目的と位置づけ（前回内容の確認）
2. 玉名市の現状からみた課題
3. まちづくりの基本方針
4. 都市機能誘導区域の設定（案）
5. 居住誘導区域の設定（案）
6. 誘導施策の設定(案)

3. まちづくりの基本方針



3. まちづくりの基本方針

3-1. まちづくりの基本理念・方針

施策方向性(ストーリー)

【拠点】拠点エリアの求心力向上 を達成するための施策方向性

- 拠点となるエリアの施設維持・集積
- 拠点エリアを訪れたいくなる魅力づくり

【人口集積】利便性の高いエリアへの人口集積

を達成するための施策方向性

- 子育てしやすい環境整備
- 中心市街地の住環境維持・向上
- 若者世代が住みたいくなる魅力づくり

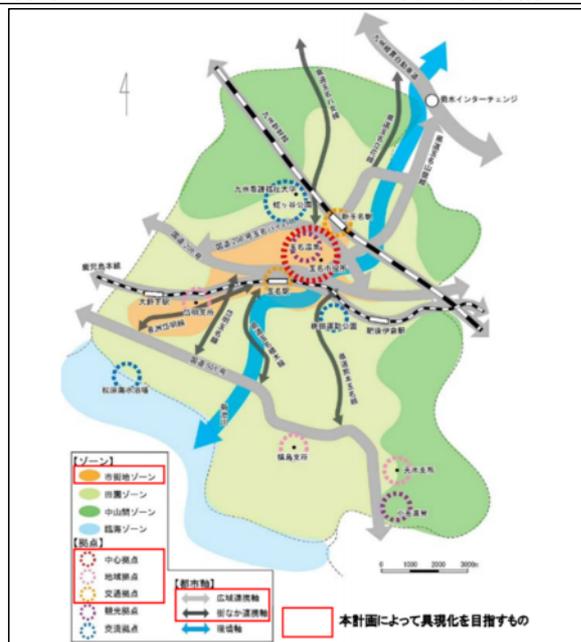
【交通】拠点間のネットワーク強化 を達成するための施策方向性

- 公共交通網の強化によるネットワークの形成
- 公共交通への利用転換促進による利用者確保

3. まちづくりの基本方針

3-2. 将来の骨格構造の整理

都市計画マスタープランでの将来都市構造図



都市機能誘導や居住誘導、公共交通の充実等の観点から、都市計画マスタープラン等の上位計画を具現化し、CN型のまちづくりを推進する

そこで、将来都市構造は、都市計画マスタープランの位置づけを基本的に踏襲



「市民生活に密接に関わる都市機能の立地を目指す拠点(中心拠点、地域拠点、交通拠点)」

「市街地ゾーン」

「拠点間を結ぶ公共交通軸」



具現化を目指す

※出典元：玉名市都市計画マスタープラン

3. まちづくりの基本方針

3-2' 将来の骨格構造の整理

拠点の方針

中心拠点

【旧庁舎周辺、中心市街地の商店街、庁舎、玉名駅周辺】

市民の暮らしの中心となる

☞「中の拠点」を形成

多様な都市機能の維持・充実

施設跡地等への新たな都市機能の誘導等

交通拠点

【新玉名駅周辺】

経済活動や来訪者の滞留を生み出す

☞「外の拠点」を形成

各種機能を誘導

地域拠点

【岱明支所周辺】

☞将来にわたり生活サービス施設を維持

【横島・天水支所周辺】

☞将来にわたり生活サービス施設を維持

ゾーンの方針

市街地ゾーン

重点的に居住を促進し、人口密度の高密度化を図る

☞居住誘導区域の設定

軸の方針

玉名駅～新玉名駅

☞道路網強化と合わせた公共交通の充実を目指す

岱明支所周辺～玉名駅

☞公共交通機能を将来にわたり確保
多様な生活サービス

横島・天水支所周辺～玉名駅

☞公共交通機能を将来にわたり確保
多様な生活サービス

報告事項

目次

1. 立地適正化計画の目的と位置づけ（前回内容の確認）
2. 玉名市の現状からみた課題
3. まちづくりの基本方針
4. 都市機能誘導区域の設定（案）
5. 居住誘導区域の設定（案）
6. 誘導施策の設定(案)

4. 都市機能誘導区域の設定

4-1. 都市機能誘導区域の設定方針

■都市機能誘導区域の基本的な考え方(第11版都市計画運用指針より引用)

- ・原則として、都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべきである。

■都市機能誘導区域の望ましい区域像(立地適正化計画の手引きより引用)

(望ましい区域像)

- ・各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ公共交通施設、都市機能施設、公共交通の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域

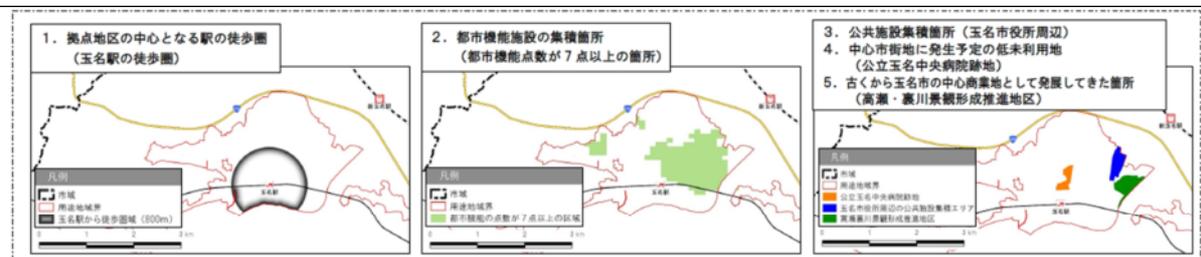
(定められることが考えられる区域)

- ・鉄道駅に近い業務、商業等が集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- ・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域

4. 都市機能誘導区域の設定

4-1' 都市機能誘導区域設定の考え方

区域像にする該当箇所



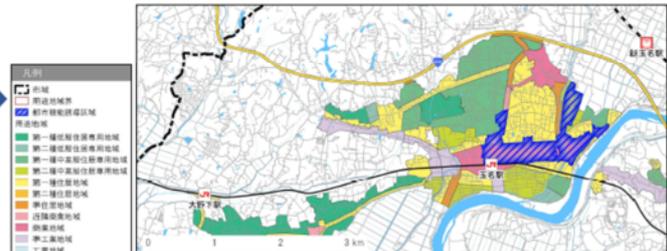
3. 都市機能立地箇所の絞り込み

条件に該当する5地区を重ね合わせたうえで、飛び地となる箇所や住宅地がメインとなっている箇所、商業地域だが都市機能立地があまり見られない箇所を除外する。



4. 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域を以下のとおり設定する。



4. 都市機能誘導区域の設定

4-2. 都市機能誘導施設の設定(案)

《誘導施設》		
区分	都市機能の内容	玉名駅周辺
行政機能	本庁舎	○
介護福祉機能	福祉センター	○
	地域包括支援センター	○
	通所型施設（デイサービス等）	○
子育て機能	子育て支援センター	○
	保育所、認定こども園	○
商業機能	食品スーパー等（地域型商業施設）	○
	ドラッグストア	○
医療機能	診療所	○
金融機能	銀行・農協・信用金庫	○
	郵便局等	○
教育・文化機能	文化ホール	○
	図書館	○
	博物館	○
交流機能	市民活動等の地域交流施設	○

◎：新規誘導 ○：機能維持

区分	都市機能の内容 [※]	新玉名駅周辺
介護福祉機能	通所型施設（デイサービス等）	◎
商業機能	相当規模の商業集積	◎
	コンビニ、ドラッグストア	◎
医療機能	病院（総合的な医療サービス）	○
金融機能	郵便局等（日々の引出し、預け入れ）	◎
交流機能	市民活動等の地域交流施設	◎
	道の駅	◎
宿泊機能	ビジネスホテル	◎

◎：新規誘導 ○：機能維持
※上記施設は立地適正化計画での誘導施設には該当しません。

区分	都市機能の内容 [※]	信明支所周辺	横島支所周辺	天水支所周辺
行政機能	支所	○	○	○
介護福祉機能	福祉センター	—	○	○
	地域包括支援センター	—	○	○
子育て機能	子育て支援センター	○	—	—
	保育所、認定こども園	○	○	—
商業機能	食品スーパー等（地域型商業施設）	—	○	○
医療機能	コンビニ、ドラッグストア	—	○	—
金融機能	診療所（日常的な診療）	—	○	○
金融機能	銀行・信用金庫等（決済や融資等の窓口）	—	○	○
	郵便局等（日々の引出し、預け入れ）	—	○	○
教育・文化機能	図書館	○	○	○
交流機能	体育館	—	○	○
	市民活動等の地域交流施設	○	○	○

◎：新規誘導 ○：機能維持
※上記施設は立地適正化計画での誘導施設には該当しません。

報告事項

目次

1. 立地適正化計画の目的と位置づけ（前回内容の確認）
2. 玉名市の現状からみた課題
3. まちづくりの基本方針
4. 都市機能誘導区域の設定（案）
5. 居住誘導区域の設定（案）
6. 誘導施策の設定(案)

5. 居住誘導区域の設定

5-1. 居住誘導区域の設定方針

■居住誘導区域設定の基本的な考え方

- ・国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口をもとに、長期的な地区別人口見通しを見据えつつ、以下の観点等から具体の区域を検討
 - ☞ 徒歩や主要な公共交通路線等を介した拠点地区へのアクセス性
 - ☞ 区域内の人口密度水準を確保することによる生活サービス施設の持続性
 - ☞ 対象地区における災害等に対する安全性

■居住誘導区域設定の望ましい区域像(立地適正化計画の手引きより引用)

i) 生活利便性が確保される区域

ii) 生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において、少なくとも現状における人口密度を維持することを基本に、医療、福祉、商業等の日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準が確保される面積範囲の区域

iii) 災害に対する安全性等が確保される区域

土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域であって、土地利用の実態等に照らし、工業用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域などには該当しない区域

37

5. 居住誘導区域の設定

5-1'. 居住誘導区域の設定方針

基本的な考え方

■居住誘導区域に含めるべき視点

1. 都市機能の集積する地域(都市機能誘導区域もしくは生活サービス施設徒歩圏域)
2. 上記エリアに容易にアクセスできる地域(基幹的公共交通圏域)
※大野下駅・玉名駅・肥後伊倉駅・新玉名駅が該当
3. 都市基盤が整備された地域
(下水道整備範囲・土地区画整理事業・市街地開発事業実施区域)
※用途地域全域が下水道整備範囲
4. 将来的に人口集積が見込まれる箇所
(令和22年時点で人口密度が30人/ha以上(人口集中地区DID)となっている箇所)
※同規模都市と同等の人口集積を目指すための指標として、熊本県内における同規模都市(人口5~10万)の市街地・用途地域内人口密度の平均値

■居住誘導区域に対象としない視点

1. 災害リスクの指摘されている箇所(浸水想定区域・土砂災害警戒区域等)
2. 住宅以外の土地利用を図るべき区域
(工業地域)

38

5. 居住誘導区域の設定

5-1". 居住誘導区域の設定方針

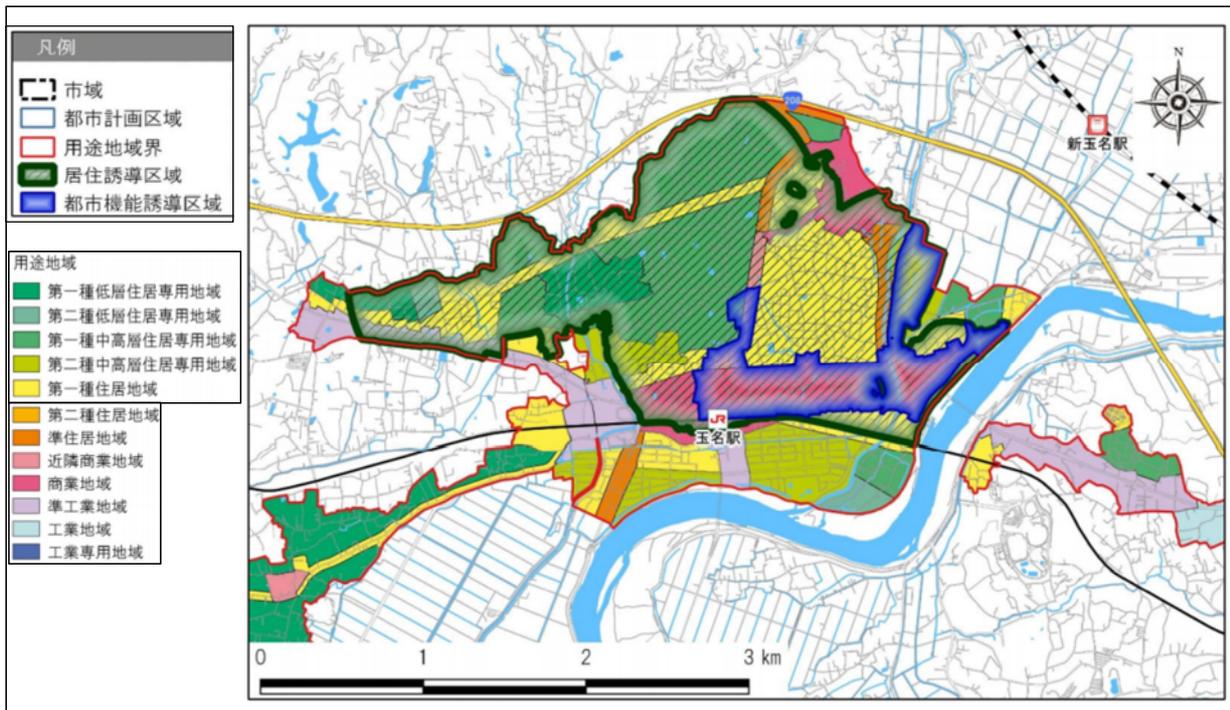
居住誘導区域の設定基準

- ・以下の条件に該当する範囲を踏まえ、地形地物をもとに居住誘導区域の設定
 - 公共交通利便性が高い箇所(玉名駅から800m圏域)
 - 都市機能利便性が高い箇所
(菊池川以西の生活サービス施設徒歩圏域内(区域の一体性を考慮するため))
ただし、以下の範囲を対象としない
 - 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
 - 計画規模における菊池川の浸水想定区域
(都市機能誘導区域に該当する箇所を除く)
 - 飛び地となる条件該当箇所(区域の一体性を考慮するため)

39

5. 居住誘導区域の設定

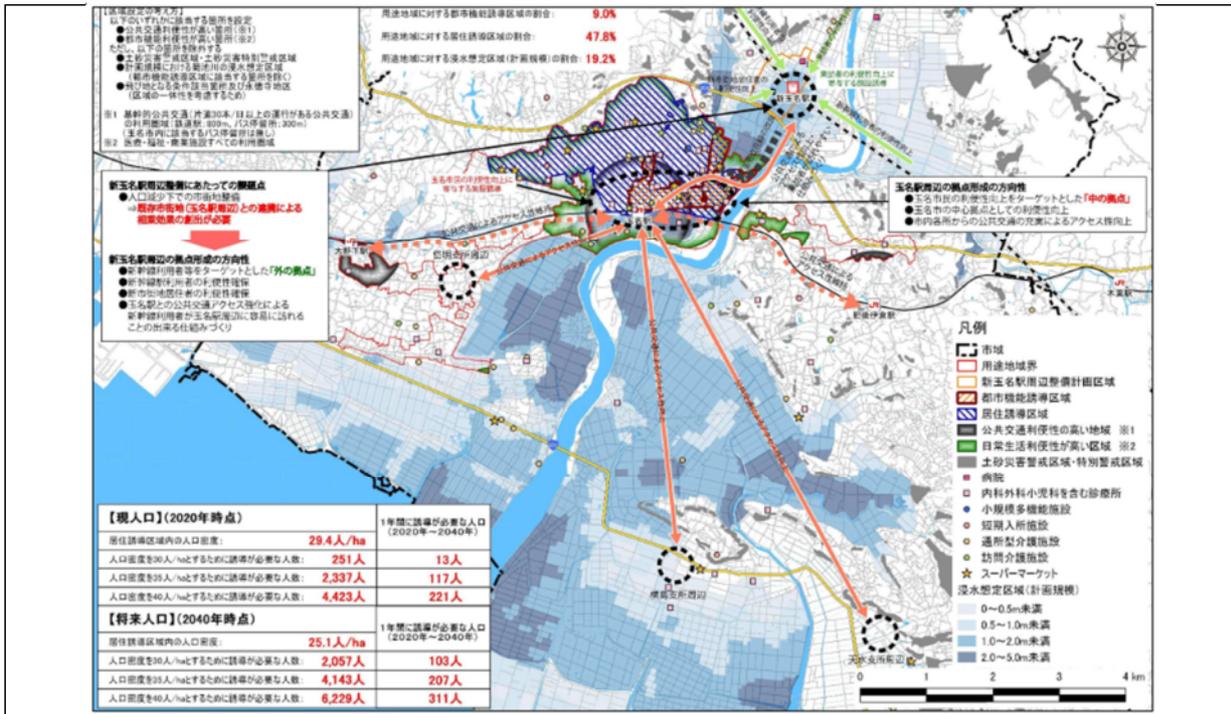
5-2. 居住誘導区域の設定 (案)



※求められる用途地域面積に対する居住誘導区域の割合：50%未満>計画(案)：47%

40

イメージ図



報告事項

目次

1. 立地適正化計画の目的と位置づけ (前回内容の確認)
2. 玉名市の現状からみた課題
3. まちづくりの基本方針
4. 都市機能誘導区域の設定 (案)
5. 居住誘導区域の設定 (案)
6. 誘導施策の設定(案)

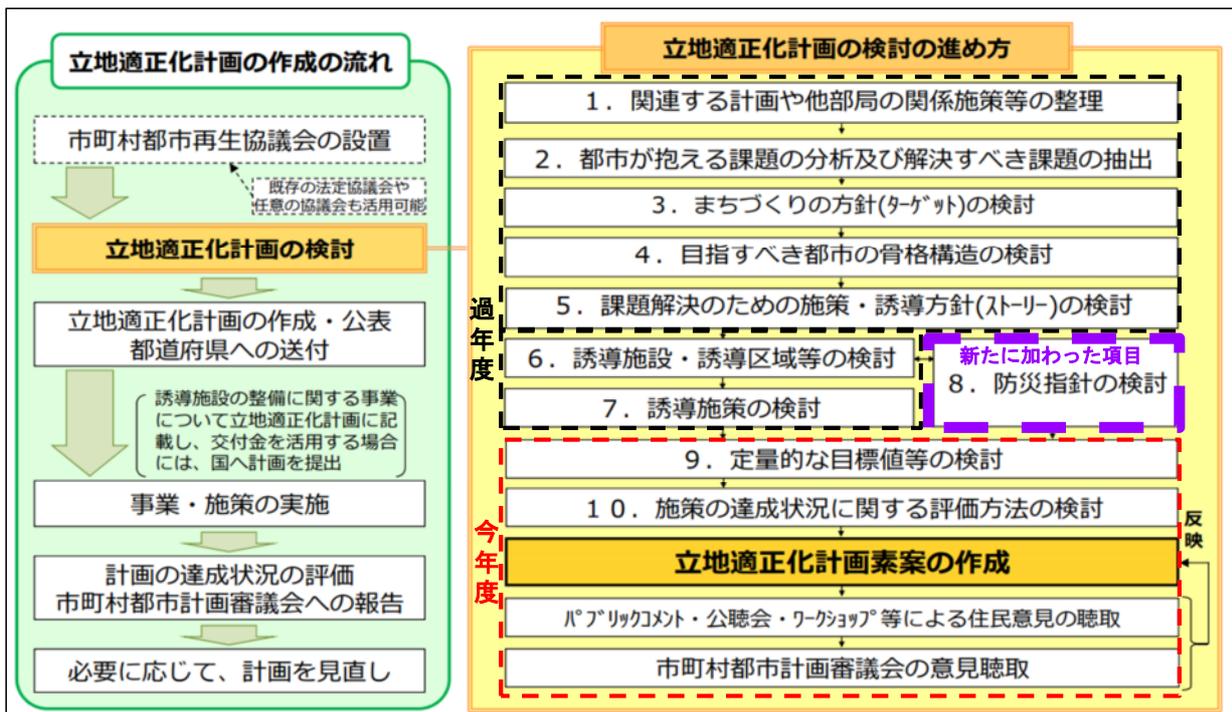
6. 誘導施策の設定(案)

ターゲットを達成するための誘導施策と目標値



参考資料

策定の流れ



概要

(3) 立地適正化計画の強化
防災指針の概要 (都市再生特別措置法第81条)

- 防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、立地適正化計画の記載事項として、新たに、居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」を位置づけ、コンパクトシティの取組における防災の主流化を推進。
- 防災指針の作成に当たっては、防災部局等が保有する災害リスク情報と都市部局が保有する都市計画情報を重ね合わせる等により、都市の災害リスクの「見える化」を行うなど、各都市が抱える防災上の課題を分析の上、防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面からの安全確保の対策を位置付けることが必要。

■ 災害リスクと都市計画情報の重ね合わせ

各種災害リスク情報 (洪水の場合)

- ハザードエリアの分布
- 浸水継続時間
- 家屋倒壊等崩壊危険区域
- 外力規模による違い

人口分布
都市機能・生活基盤の立地状況
公共交通軸
ハザードエリア
都市機能誘導区域
居住誘導区域

■ 都市の災害リスクの見える化

居住誘導区域
都市機能誘導区域

イメージ

防災まちづくりの将来像・目標と取組方針の設定

■ 防災指針に位置付ける対策 (例)

■ 防災対策の実施プログラム (例)

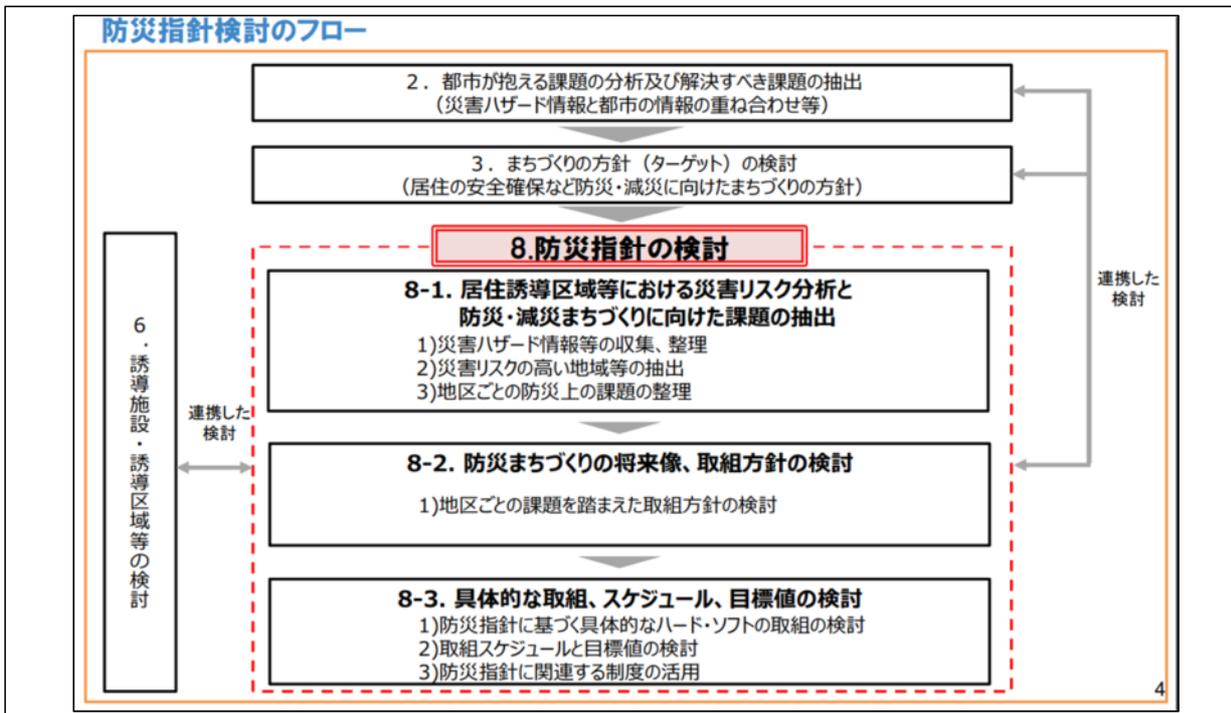
施策	実施する区域	実施時期の目標		
		短期 (2024)	中期 (2026)	長期 (2028)
防災指針の策定	防災指針の策定	○	○	○
	防災指針の公表	○	○	○
	防災指針の周知	○	○	○
	防災指針の更新	○	○	○
ハード・ソフトの取組	防災指針に基づくハード・ソフトの取組	○	○	○
	防災指針に基づくハード・ソフトの取組	○	○	○
	防災指針に基づくハード・ソフトの取組	○	○	○
	防災指針に基づくハード・ソフトの取組	○	○	○
	防災指針に基づくハード・ソフトの取組	○	○	○
	防災指針に基づくハード・ソフトの取組	○	○	○
	防災指針に基づくハード・ソフトの取組	○	○	○
	防災指針に基づくハード・ソフトの取組	○	○	○
	防災指針に基づくハード・ソフトの取組	○	○	○
	防災指針に基づくハード・ソフトの取組	○	○	○

○都市再生特別措置法等の改正(令和2年6月10日交付、同年9月7日一部施行)

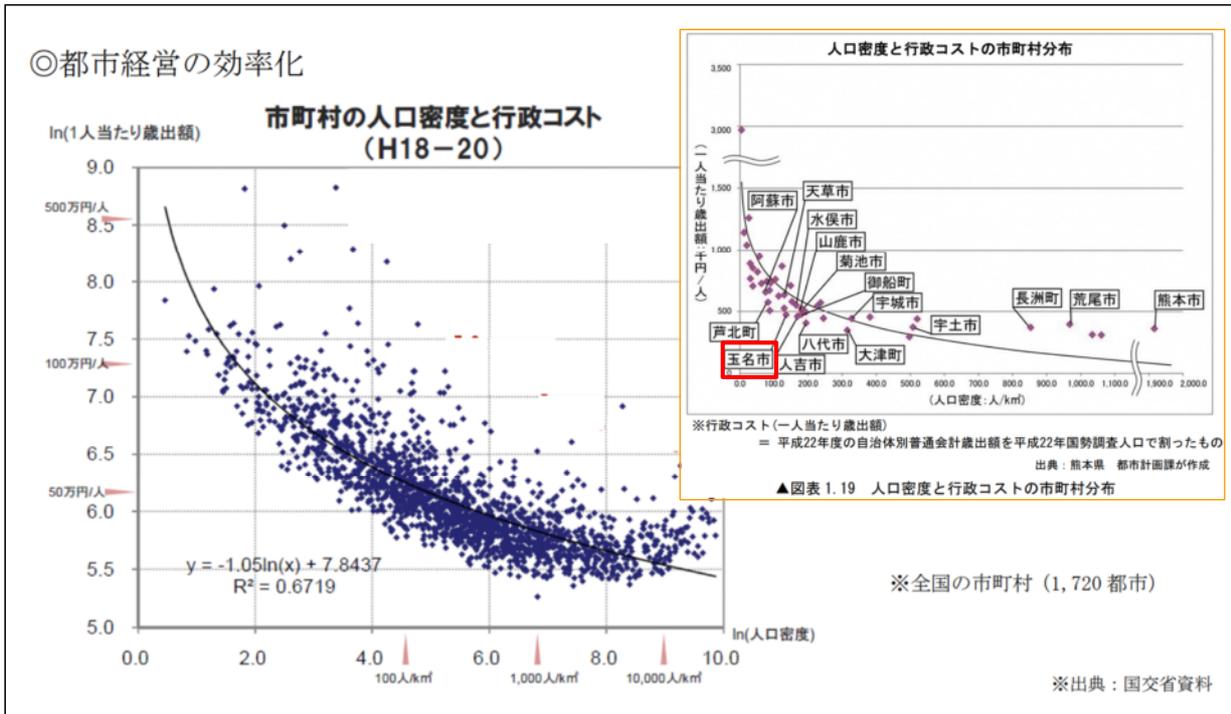
安全なまちづくりの推進を図るため、立地適正化計画の強化を目的に、

『防災指針の記載(都市再生特別措置法第81条)』必要

検討の流れ

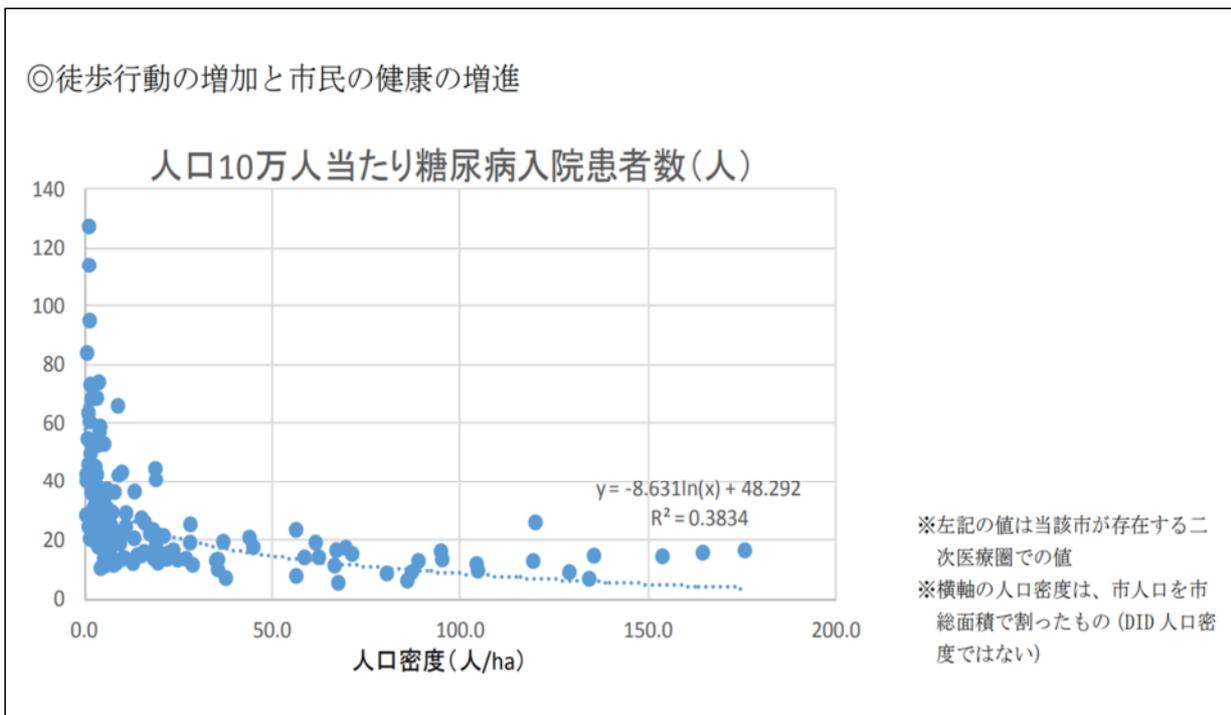


行政運営（人口密度と行政コストの関係）



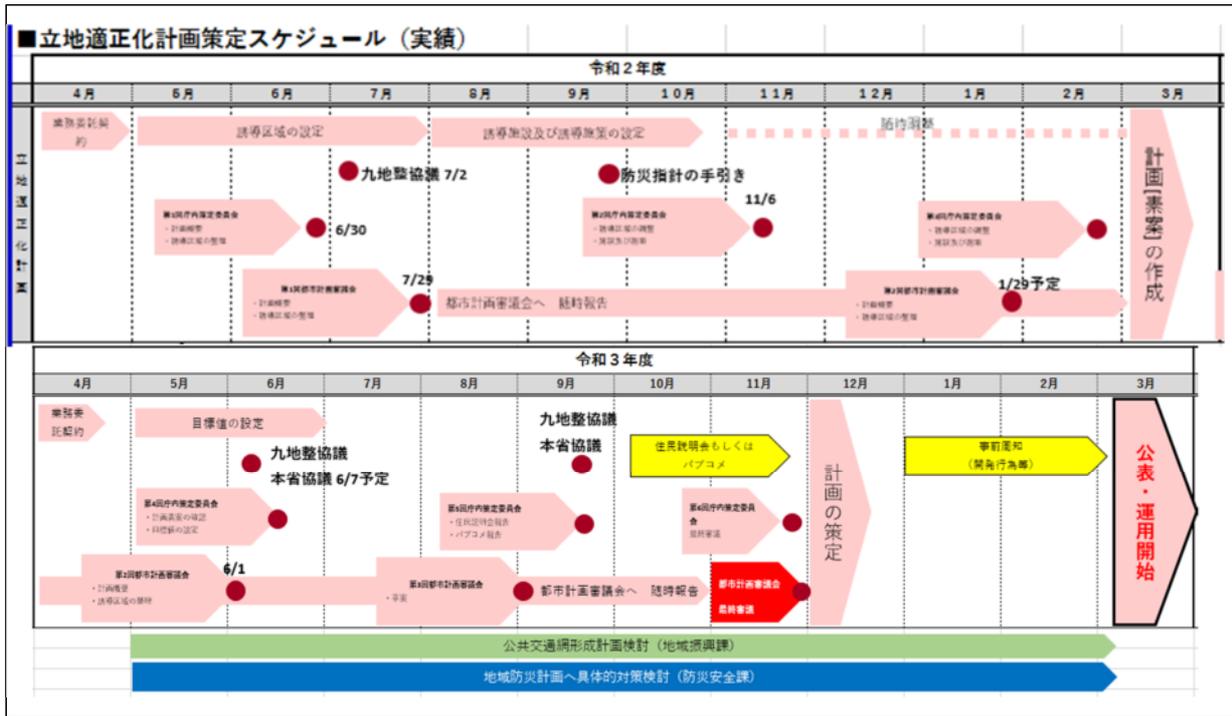
引用：「都市構造の評価に関するハンドブック」より 49

健康と福祉（人口密度と人口10万人当りの糖尿病入院患者数の関係）



引用：「都市構造の評価に関するハンドブック」より 50

参考スケジュール



紹介

3D都市モデル構築 選定 (国交省事業)

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和3年3月26日
都市局 都市政策課
都市計画課

Project PLATEAU ver1.0 をリリース
—全国56都市の3D都市モデル整備とユースケース開発が完了—

Map the New World.

現実の都市をサイバー空間に再現する3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化事業 Project PLATEAUは、2020年度の事業として全国56都市の3D都市モデルの整備を完了し、開発したユースケース44件を公開しました。

本日、公式サイト「PLATEAU ver1.0」をリリースするとともに、全国に先駆けて東京都23区の3D都市モデルのオープンデータを公開しました。

また、3D都市モデルの整備・活用のためのガイドブックを発行しています。

【* Project PLATEAU Ver1.0の概要】
Project PLATEAU (プラトゥー) は、2020年度の事業として全国56都市の3D都市モデルの整備を完了し、開発したユースケース44件と実証成果を取りまとめた各種マニュアル・技術資料等10件を公開しました。

また、本日、一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会と技術協力の協定を締結しました。同協議会が運営する「IG 空間情報センター」において3D都市モデルのオープンデータ化を開始します。

【* 今後の展開】
Project PLATEAUは、2021年度からVer2.0として更なる取組の深化を図っていきます。そのメインスコープは、3D都市モデルの整備・更新・活用のエコシステム構築です。3D都市モデルを全国に展開し、スマートシティをはじめとするまちづくりのDX基盤としての役割を果たしていくため、開発・効果的な整備・更新手法の開発、自動運転やロボット運送等のユースケース開発の深化、防災空間(歩道・車道)や道路網・橋など重要なスケールでのデータ整備手法の確立等に取組んでいます。

<問い合わせ先> 都市局都市政策課 総務 内山 松平
電話 03-5253-8111 (内線32295) 03-5253-8397 (直通)
FAX 03-5253-1586

<Project PLATEAU>
ウェブサイト: www.mlit.go.jp/plateau/
Twitter: @ProjectPlateau

3D都市モデルの構築対象都市 一覧

No.	都道府県	団体名
1	北海道	札幌市
2	福島県	郡山市
3	福島県	いわき市
4	福島県	白河市
5	茨城県	鉾田市
6	栃木県	宇都宮市
7	群馬県	桐生市
8	群馬県	館林市
9	埼玉県	さいたま市
10	埼玉県	熊谷市
11	埼玉県	新座市
12	埼玉県	毛呂山町
13	千葉県	柏市
14	東京都	23区
15	東京都	東村山市
16	神奈川県	横浜市
17	神奈川県	川崎市
18	神奈川県	相模原市
19	神奈川県	横浜賀市
20	神奈川県	箱根町
21	新潟県	新潟市
22	石川県	金沢市
23	石川県	加賀市
24	長野県	松本市
25	長野県	岡谷市
26	長野県	伊那市
27	長野県	茅野市
28	岐阜県	岐阜市
29	静岡県	沼津市
30	静岡県	掛川市
31	静岡県	菊川市
32	愛知県	名古屋
33	愛知県	岡崎市
34	愛知県	津島市
35	愛知県	安城市
36	大阪府	大阪市
37	大阪府	豊中市
38	大阪府	池田市
39	大阪府	高槻市
40	大阪府	摂津市
41	大阪府	忠岡町
42	兵庫県	加古川市
43	鳥取県	鳥取市
44	広島県	広島市
45	広島県	福山市
46	愛媛県	松山市
47	福岡県	北九州市
48	福岡県	久留米市
49	福岡県	飯塚市
50	福岡県	宗像市
51	熊本県	熊本市
52	熊本県	荒尾市
53	熊本県	玉名市
54	熊本県	益城町
55	大分県	日田市
56	沖縄県	那覇市